

長野県ダイバーシティ&インクルージョンワーク実現会議 開催要綱

(目的)

第1条 高齢者、障がい者、子育て・介護中の人等の多様な人材の就労を促進し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、働きがい・やりがいをもって活躍できる社会を創るため、短時間正社員制度、週休3日制度、障がい者雇用、副業・兼業、一人多役、共同雇用等に係る制度面・運用面での問題点の整理・課題の明確化を行い、関係者とともに多様な働き方の実現に向けて取り組むため、長野県ダイバーシティ&インクルージョンワーク実現会議（以下、「実現会議」という。）を開催する。

なお、実現会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2条 実現会議は、次の事項を行う。

- (1) 短時間正社員制度、週休3日制度、障がい者雇用、副業・兼業、一人多役、共同雇用等に係る制度面・運用面での問題点の整理、課題の明確化とこれらに関する意見交換
- (2) 高齢者、障がい者、子育て・介護中の人等の多様な人材の就労の促進に向けた問題点の整理、課題の明確化、これらに関する意見交換
- (3) その他、目的のために意見交換が必要と認められる事項

(構成員)

第3条 実現会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 実現会議には座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により選任する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、予め座長が指名する構成員が、その役割を代理する。

(会議の開催)

第4条 実現会議は、県が招集する。

- 2 構成員は、やむを得ない理由により実現会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 県は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を実現会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、実現会議において公開が適当でないと認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(開催期間)

第6条 会議は、令和10年3月31日までの間、開催するものとする。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、実現会議の組織、運営、経費等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月15日から施行する。

(別表)

長野県ダイバーシティ&インクルージョンワーク実現会議 名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属等
根橋 美津人	日本労働組合総連合会長野県連合会 会長
松下 正樹	一般社団法人長野県経営者協会 会長
酒井 喜雄	長野県社会保険労務士会 会長
成田 史子	国立大学法人信州大学 経法学部 教授
高木 亜矢子	高木建設株式会社 代表取締役社長
小林 亜希子	日置電機株式会社 執行役員 総務本部グローバル人事部長 DE&I推進担当
木村 聡	厚生労働省 長野労働局 局長